

障発 0409 第 8 号  
平成 30 年 4 月 9 日  
一部改正 障発 0324 第 7 号  
令和 2 年 3 月 24 日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

#### 発達障害児者及び家族等支援事業の実施について

平成 28 年 8 月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 64 号) による改正後の発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等を行うよう努めることとなった。

これにより、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、発達障害者及びその家族への支援を強化するため、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、市区町村におかれては、関係機関への周知及び適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

## 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱

### (1) 目的

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村(以下「都道府県等」という。)とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。

### (3) 事業内容

都道府県等は、

以下の①から⑤に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。

#### ① ペアレントメンター養成等事業

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。

また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。

#### ② 家族のスキル向上支援事業

保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム(主に、子どもの観察方法を身につける)やペアレントトレーニング(主に、子どもへの対応方法を身につける)を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。

③ ピアサポート推進事業

発達障害の子をもつ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。

また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。

④ 発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組を行うこと。

なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができる場所を確保するとともに、コーディネーター等の役割を担う専任の職員を配置すること。利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望ましい。

⑤ その他の本人・家族支援事業

発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から④以外の家族支援プログラム等を実施する。

（４）経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用